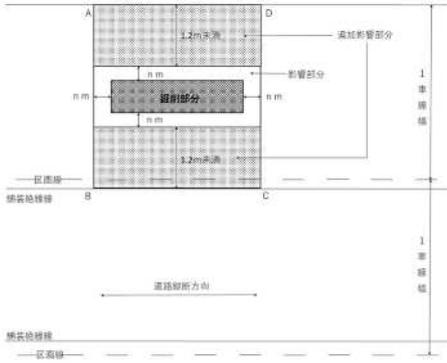
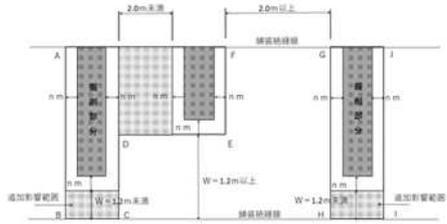


神戸市道路掘削及び路面復旧工事仕様書 新旧対照表

項目	改正前	改正後	理由
共通	章番号とその枝番号で標記（例：1.1）	条番号による表記（例：第1条）	全面改定となるため、「道路掘さく及び路面復旧工事共通仕様書・近畿地方整備局」（以下「近畿地整仕様書」という）に倣って条番号に変更
第1条（目的）	神戸市道路掘削及び復旧工事標準仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、神戸市の管理する道路において占有掘削工事及び掘削跡の復旧工事を施行する場合に守るべき事項を示すものである。	本仕様書は、道路占有許可等に基づき、地下埋設物の新設、移設、増設、修繕又は廃止に伴う道路の掘削工事（埋戻し及び復旧を含む）及び路面復旧工事を実施する際に、施工上遵守すべき事項を定めることにより、工事の安全かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。	近畿地整仕様書に倣って変更
第2条（用語の定義）	なし	本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。 （1）道路占有許可等 道路法第32条（道路の占有の許可）の規定による許可、同法第35条（国等の行う道路の占有の特例）の規定による協議による同意 （2）許可条件等 道路占有許可に付された条件及び指示・命令	近畿地整仕様書に倣って新規追加
		（3）掘削工事 前号に基づく道路の掘削工事 （4）路面復旧工事 掘削工事により生じた掘削跡の復旧または新設工事	
		（5）占有者 道路管理者から道路占有許可等を受けた者	
第3条（関係法令の遵守）	占有者（「道路法」第32条第1項、又は第35条の規定により、道路の占有もしくは掘削の許可又は協議を受けた者をいう。以下同じ。）は、工事施行にあたり遂行を図るとともに、関係示方書、要綱等に準拠して工事を施行しなければならない。 〔法規〕及び〔示方所・要綱等〕は省略	占有者は、工事の施工にあたり、別紙-1に掲げる関係法令、示方書及び要綱等を遵守しなければならない。 〔法規〕及び〔示方所・要綱等〕は省略	分かりやすい表現に変更

項目	改正前	改正後	理由
第12条(安全管理)	2. 緊急時における応急措置要領と通報要領(通報内容、通報先、通報順序等)について、事前に工事関係者全員に周知させるとともに、工事現場事務所その他必要な場所に掲示しておかなければならない。	削除	現在の状況に合わないため削除
第21条(掘削)	2. 舗装道路の掘削は、コンクリートカッター、アスファルトカッター等を使用し、舗装切口は垂直になるよう丁寧に切り取り、切口を修正しなければならない。	2 舗装道路の掘削は、コンクリートカッター、アスファルトカッター等を使用し、舗装切口は垂直になるよう丁寧に切り取り、切口を修正しなければならない。 <u>また、舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切断粉が混じりあった排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理(運搬・処分)しなければならない。</u>	舗装の切断水の適切な処分について追記
第24条(埋戻しの方法)	3. 埋戻し土砂が路床土として適当でないとき又は不足しているときは、砂、切込碎石、良質土砂、再生碎石等との入替え又は補充を行う等の措置をして埋戻さなければならない。 <u>また、再生碎石をはじめとする再生材の使用にあたっては、道路管理者へ品質の確認ができる資料を事前に提出し承認を得なければならない。</u> (省略)	3 埋戻し土砂が路床土として適当でないとき又は不足しているときは、砂、切込碎石、良質土砂、再生碎石等との入替え又は補充を行う等の措置をして埋戻さなければならない。なお、埋設管周辺及びその上端 15cm までは、真砂土等、良質土にて十分締め固めを行わなければならない。	使用材料の事前承認を削除
第27条(仮復旧)	1. 掘削跡は、原則として埋戻し完了後、速やかに本復旧工事を施行しなければならない。工事の都合等により速やかに本復旧工事を施行することが困難な場合は、道路管理者の承認を得て仮復旧工事を施行することが出来る。	<u>仮復旧は、原則としてこれを行うものとする。ただし、埋戻し完了後速やかに本復旧を行う場合には、「即時本復旧基準」(別紙-2)に基づき実施できるものとする。</u>	沈下防止のため、仮復旧を原則とする記載に変更 即時本復旧基準を追記
	2. <u>前項の規定にかかわらず、管理者復旧(神戸市道路占用規則第22条第2項各号に規定する事項で道路管理者が指示する。)の場合は、埋戻し完了後直ちに仮復旧工事を施行しなければならない。</u>	削除	仮復旧を原則とするため削除
第29条(仮復旧の工種)	仮復旧は、本復旧まで通過交通に耐え得る構造で施工するものとし、車道は加熱式アスファルト合材(細粒度アスファルト又は再生細粒度アスファルト)を使用しなければならない。 ただし、その他の方法により仮復旧を行なう場合は、道路管理者の承認を得なければならない。	仮復旧は、本復旧まで通過交通に耐え得る構造で施工するものとし、車道は加熱式アスファルト合材(密粒度アスファルト又は再生密粒度アスファルト)を使用すること。ただし、その他の方法により仮復旧を行なう場合は、道路管理者の承認を得なければならない。	仮復旧は、密粒度As又は再生密粒度Asとすることに伴う変更
第34条(復旧時期)	本復旧工事は、埋戻し完了後直ちに着工し、速やかに施工しなければならない。ただし、4.1により仮復旧を行なった場合は60日以内に本復旧しなければならない。	本復旧工事は、仮復旧後60日以内に本復旧すること。 <u>なお、この期間を超える場合は、道路管理者の許可を得ること。</u>	仮復旧後60日を超えた場合の手続きを追加

項目	改正前	改正後	理由										
第 37 条 (アスファルト舗装)	1. 基層・表層の舗設は、縦横断面形状を正しく平坦に仕上げ、かつ所定の締固め度以上になるように入念に施工しなければならない。	基層・表層の舗設は、 <u>5 cm毎に施工し</u> 、縦横断面形状を正しく平坦に仕上げ、かつ所定の締固め度以上になるように入念に施工しなければならない。	基層・表層の舗設を 5 cm 毎に行うように追記										
	3. 排水性・透水性舗装を含めたアスファルト舗装は「舗装便覧」等準拠して施工しなければならない。	3 排水性・透水性舗装を含めたアスファルト舗装は「 <u>舗装施工便覧</u> 」等、準拠して施工しなければならない。	「舗装施工便覧」に字句修正										
第 39 条 (特殊舗装)	3. インターロッキングブロックは、原則として在来品を使用して復旧することとする。ただし、破損等により再使用できない場合は <u>道路管理者の承認を得て</u> 同等品により復旧することが出来る。(省略)	3 インターロッキングブロックは、原則として在来品を使用して復旧することとする。ただし、破損等により再使用できない場合は、同等品により復旧することが出来る。(省略)	使用材料の事前承認を削除										
第 41 条 (視覚障がい者誘導用ブロック)	なし	視覚障がい者誘導用ブロックについては「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」に基づいて設置すること。なお、既存不適格な製品が混じることがないようにすること。	新規追加										
第 42 条 (路面標示)	本復旧完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を溶着によって復旧しなければならない。	本復旧完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を溶融によって復旧しなければならない。											
第 47 条 (復旧面積の算定)	なし	路面復旧面積の算定及び許可条件等により道路管理者が施工する道路掘削跡の路面復旧工事に要する費用計算の基礎となる面積（以下「復旧面積」という。）の算定は道路管理者又は道路管理者が命じた職員と占有者が立会のうえ次の各号により算定する。	新規追加										
	なし	(1) 電柱等の建柱及び抜柱・点掘削は、原則として1箇所あたり 2.0 m ² とするが、掘削状況及び箇所数等の状況に応じて処理する。	新規追加										
	なし	(2) 復旧面積は、掘削部分の面積に、影響部分の面積（以下「影響面積」という。）を加えたものとする	新規追加										
	なし	(3) 前号の規定にかかわらず、電柱を除き、道路幅員 4m 未満の路面復旧幅は全幅とすることが望ましい。路面復旧延長は表-1 のとおりとする。 表-1 復旧工種別復旧延長。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>復旧工種</th> <th>路面復旧延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特2号工及び特2-1号工</td> <td>4.0m以上</td> </tr> <tr> <td>2号工、2-2号工、</td> <td>3.0m以上</td> </tr> <tr> <td>特3号工及び特3-1号工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2.0m以上</td> </tr> </tbody> </table>	復旧工種	路面復旧延長	特2号工及び特2-1号工	4.0m以上	2号工、2-2号工、	3.0m以上	特3号工及び特3-1号工		その他	2.0m以上	新規追加
	復旧工種	路面復旧延長											
特2号工及び特2-1号工	4.0m以上												
2号工、2-2号工、	3.0m以上												
特3号工及び特3-1号工													
その他	2.0m以上												
なし	(4) 掘削面積及び上記影響面積以外に明らかに掘さくの影響による亀裂、又は、沈下等の異状が路面に生じている場合は、その箇所も影響面積として算定する。	新規追加											

項目	改正前	改正後	理由
第 48 条 (影響面積の算定)	なし	<p>・ 他車線道路の場合</p>  <p>復旧範囲：□ A B C D</p>	新規追加
なし	なし	<p>(2) 引込管の競合掘削 ガス、水道、下水道等の引込管等が各戸ごとに連続して埋設された場合、あるいは旧掘削部に隣接して埋設された場合、隣接する影響部分間の距離又は旧打ち継ぎ目との距離が 2m 未満の時は、この部分を影響部分に含めて復旧面積とする。</p>	新規追加
なし	なし		新規追加
なし	なし	 <p>復旧範囲：□ A B C D E F、□ G H I J</p>	新規追加
なし	なし	<p>露 コンクリート舗装</p> <p>掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次式により計算した n の値以下である場合又は n の値に 1. 2 m (ただし膨張目地の場合は 1. 8 m) を加えた値以上である場合にあっては、掘削部分の端からの距離が n の値の直線で囲まれた部分について行うものとする。</p> $n = K \cdot t$ <p>n：掘削部分からの距離 (0.1m 未満は切り上げとする)</p> <p>K：1. 4 セメントコンクリート舗装</p> <p>t：掘削部分の路盤の厚さ</p>	新規追加

項目	改正前	改正後	理由
第 48 条 (影響面積の算定)	なし	図-2 コンクリート舗装 ・(施工目地の場合) 	新規追加
	なし	・(膨張目地がある場合) 	新規追加
	なし	(2) 歩道舗装 歩道幅員が 3m 以内の歩道にあつては全幅を、また長さ 2m 未満の時は 2m をもつて復旧する。 ・この復旧部と舗装絶縁線との距離が 2m 未満となる時は、この部分も影響部分に含めて復旧する。 ・歩道幅員が 3m を超える場合は、別途協議する。 ・歩道部の引込掘削については、車道の「イ アスファルト舗装 (2) 引込管の競合掘削」を参考とすること。 	新規追加
別紙-2	なし	即時本復旧工事承認基準 (省略)	新規追加
付録-1 道路掘削工事記録 写真撮影基準	11. 舗装復旧写真の撮り方については、「土木請負工事必携 工事記録写真作成要領」によること。 15. その他この基準に定めていないものは「土木請負工事必携 工事記録写真作成要領」による他、本市係員の指示に従うこと。	11. 舗装復旧写真の撮り方については、「 <u>土木請負工事必携 写真管理基準(案)</u> 」によること。 15. その他この基準に定めていないものは「 <u>土木請負工事必携 写真管理基準</u> 」による他、本市係員の指示に従うこと。	名称変更

項目	改正前	改正後	理由
付録-3 道路掘削跡復旧構造図	1号工 アスファルト・セメントコンクリート舗装 	1号工 削除	近年の使用実績から削除
	2号工 アスファルト舗装 	2号工 アスファルト舗装 	アスファルトの最大骨材粒径と滑り止め舗装の記述を追加 <small>曲線部板路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。</small>
	2-2号工 排水性アスファルト舗装 	2-2号工 排水性アスファルト舗装 	アスファルトの最大骨材粒径と滑り止め舗装の記述を追加 <small>曲線部板路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。</small>
	特2号工 アスファルト舗装 	特2号工 アスファルト舗装 	アスファルトの最大骨材粒径と滑り止め舗装の記述を追加 <small>曲線部板路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。</small>
	特2-1号工 排水性アスファルト舗装 	特2-1号工 排水性アスファルト舗装 	アスファルトの最大骨材粒径と滑り止め舗装の記述を追加 <small>曲線部板路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。</small>
	3号工 アスファルト舗装 	2号工 アスファルト舗装 	アスファルトの最大骨材粒径と滑り止め舗装の記述を追加 <small>曲線部板路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。</small>
	特3号工 アスファルト舗装 	特3号工 アスファルト舗装 	アスファルトの最大骨材粒径と滑り止め舗装の記述を追加 <small>曲線部板路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。</small>

項目	改正前	改正後	理由
付録-3 道路掘削跡復旧構造図	<p>特3-1号工 排水性アスファルト舗装</p> <p>導水パイプφ200程度 排水性アスコンB=30 t=5 表層工：排水性アスコン（開粒度As） 基層工：再生粗粒度アスコン 路盤工：粒度調整碎石</p>	<p>特3-1号工 排水性アスファルト舗装</p> <p>導水パイプφ200程度 排水性アスコンB=30 t=5 表層工：排水性アスコン（開粒度As(13)） 基層工：再生粗粒度As(20)・粗粒度As(20) 路盤工：再生粒度調整碎石・粒度調整碎石</p> <p>曲線部坂路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。</p>	アスファルトの最大骨材粒径と滑り止め舗装の記述を追加
4号工 アスファルト舗装	<p>表層工：再生密粒度As・密粒度As 路盤工：粒度調整碎石</p>	<p>4号工 アスファルト舗装</p> <p>表層工：再生密粒度As(13)・密粒度As(13) 路盤工：再生粒度調整碎石・粒度調整碎石</p> <p>曲線部坂路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。</p>	アスファルトの最大骨材粒径と滑り止め舗装の記述を追加
5号工 アスファルト舗装	<p>表層工：再生細粒度As・細粒度As 路盤工：粒度調整碎石</p>	<p>5号工 アスファルト舗装</p> <p>表層工：再生細粒度As(13)・細粒度As(13) 路盤工：再生粒度調整碎石・粒度調整碎石</p> <p>曲線部坂路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。</p>	アスファルトの最大骨材粒径を追加
7号工 セメントコンクリート舗装	<p>表層工：セメントコンクリート（曲げ強度4.5N/mm²） 路盤工：粒度調整碎石</p>	<p>7号工 セメントコンクリート舗装</p> <p>表層工：セメントコンクリート（曲げ強度4.5N/mm²） 路盤工：再生粒度調整碎石・粒度調整碎石</p> <p>乗入部においては、神戸市標準構造図集（土木一般工事）5-3-11によること。</p>	乗入部では神戸市標準構造図集によることを追加
なし		<p>14号工 アスファルト舗装（乗入部）</p> <p>表層工：再生細粒度As(13)・細粒度As(13) 基層工：再生粗粒度As(20)・粗粒度As(20) 路盤工：再生碎石</p>	新規追加
なし		<p>14-1号工 アスファルト舗装（乗入部）</p> <p>表層工：高粘度改質開粒度As(13) 基層工：開粒度As(20) 路盤工：再生碎石</p>	新規追加
なし		<p>15号工 アスファルト舗装（乗入部）</p> <p>表層工：再生細粒度As(13)・細粒度As(13) 基層工：再生粗粒度As(20)・粗粒度As(20) 路盤工：再生碎石</p>	新規追加
なし		<p>15-1号工 アスファルト舗装（乗入部）</p> <p>表層工：高粘度改質開粒度As(13) 基層工：開粒度As(20) 路盤工：再生碎石</p>	新規追加
特殊工種 1-1号工 アスファルト・セメントコンクリート舗装	<p>表層工：管理者施工 基層工：セメントコンクリート（曲げ強度4.5N/mm²） 路盤工：粒度調整碎石</p>	削除	近年の使用実績から削除

項目	改正前	改正後	理由
付録－４ 地下埋設物の明示 方法		各占有企業の埋設表示テープおよび埋設表示 シートを記載	新規追加